

# **芸術文化振興ビジョン**

**平成16年5月**

**兵庫県**

## ―――――― は じ め に ―――――

摂津、播磨、但馬、丹波、淡路という個性あふれる五つの国から成る兵庫県。それぞれの地域ごとに育まれた特色ある文化が、お互いに影響を与えあい、また交流を繰り返しながら、歴史の流れのなかで、伝統と深みを感じさせるものへと培われてきました。

多彩な形で芸術文化を実践する方々が数多くいらっしゃるのも、兵庫の特徴ではないでしょうか。合唱や陶芸などの創作表現活動はもちろん、来館者と美術館の橋渡しをするミュージアムボランティアなど、文化ボランティアの輪も着実に広がりを見せています。

こうしたなか、兵庫県は、兵庫の文化力をさらに高め、21世紀の人づくり、産業づくり、まちづくりに生かしていくため、多くの県民の皆様の参画と協働により、このたび「芸術文化振興ビジョン」を策定しました。

このビジョンは、「美しい兵庫」の実現をめざす「芸術文化立県“ひょうご”」を基本目標に掲げています。

あの阪神・淡路大震災のなか、多くの被災者に生きる勇気を与えてくれたのは、音楽や演劇などの芸術文化だったことを多くの皆様が覚えておられるでしょう。こうした震災の教訓、さらには成熟の時代における芸術文化の大切さなどを自覚しながら、ビジョンでは、芸術文化が県民の暮らしに息づき、人や地域を元気にする社会の実現に向け、兵庫の芸術文化振興のための基本方向、そして、その課題と展開方向を示しています。

平成17年秋には、芸術文化振興の拠点となる芸術文化センターと陶芸美術館が開館します。これらの拠点を核に、県民の皆様の自主性、主体性を尊重しつつ、参画と協働のもと、さらなる芸術文化の振興に力を注いでいきます。

このビジョンが、県民、団体、企業、市町などさまざまな実践主体に共有され、「芸術文化立県“ひょうご”」の実現に向けた確かな指針として活用されることを心から期待します。

平成16年5月

兵庫県知事 井戸 敏三

# 目 次

## I 基本的考え方

<b>1 芸術文化の意義</b>	1
(1) 阪神・淡路大震災の教訓	1
(2) 芸術文化の意義	1
ア 人間にとっての意義	1
イ 社会にとっての意義	2
(3) 芸術文化の機能	2
<b>2 芸術文化の範囲</b>	3
(参考) 文化芸術振興基本法の対象範囲	3
<b>3 芸術文化振興ビジョンの位置づけと想定年次</b>	4
(1) ビジョンの位置づけ	4
(2) ビジョンの役割	4
(3) 想定年次	4
<b>4 基本目標</b>	4
<b>5 基本方向</b>	5
(1) 芸術文化を創造・発信する	5
(2) 芸術文化の“場”を育て拡げる	5
(3) 文化力を高め、地域づくりに活かす	6
(4) みんなで支え、総合的に取り組む	6

## II 課題と展開方向

<b>1 芸術文化を創造・発信する</b>	7
(1) 芸術文化を担う人材を育成する	7
(2) 芸術文化の拠点機能を高める	8
(3) 芸術文化を世界に発信する	9
<b>2 芸術文化の“場”を育て拡げる</b>	10
(1) 地域で多様な“場”を育て拡げる	10

(2) 青少年が芸術文化に親しむ	1 2
(3) 芸術文化施設を充実する	1 3
<b>3 文化力を高め、地域づくりに活かす</b>	<b>1 5</b>
(1) 生活文化を高める	1 5
(2) 地域特性を發揮して、文化力を高める	1 6
(3) まちづくりを進める	1 7
(4) 産業づくりを進める	1 8
<b>4 みんなで支え、総合的に取り組む</b>	<b>2 0</b>
(1) 県民自らが芸術文化を支え育てる	2 0
(2) 連携体制を整備する	2 1

## [資料編]

資料1 検討委員会や県民、団体などからの主な意見・提案	2 5
資料2 用語の解説	2 9
資料3 本文中で出てきた事例の解説集	3 1
資料4 芸術文化振興ビジョン検討委員会設置要綱	3 7
芸術文化振興ビジョン検討委員会委員名簿	3 9
資料5 データ集	4 0



# 芸術文化振興ビジョン

((\*) を付した用語は、P29「資料編」資料2「用語の解説」を参照)

## I 基本的考え方

### 1 芸術文化の意義

#### (1) 阪神・淡路大震災の教訓

平成7年1月17日、兵庫県は、大都市災害としては未曾有の阪神・淡路大震災を経験した。6000名を超える死者が発生し、家や親族を亡くした被災者が街にあふれた。人々は大きな悲しみに包まれ、不安と喪失感の中で避難所に暮らしていた。こうした悲惨な毎日の中で、被災者の役に立ちたい、少しでも被災者を慰め、勇気づけたいという思いを持った多くのボランティアが活躍したことは記憶に新しい。

このことは、芸術文化の分野でも例外ではなかった。芸術文化施設も甚大な被害を受け、芸術文化活動も停止してしまった。しかし、設立間もない県立のピッコロ劇団が、多くの避難所を回り、被災者の激励活動を続けたように、多くの芸術家が、いち早く被災者を勇気づけるために立ち上がった。

大震災の経験の中で、芸術文化が県民の暮らしに欠かすことのできない基本的な公共財(\*1)であることが明確となった。これが、あの大震災の教訓である。

#### (2) 芸術文化の意義

##### ア 人間にとどての意義

芸術文化は、人々を癒し、明日への希望や生きる勇気をもたらすものであるとともに、人間一人ひとりが自らの人生を生きていくための基礎的な能力を育てるという特性を持っている。芸術文化は、①目に映るものや心に浮かぶものを見える形で心の中に作り上げていく「想像力」、②対面する人やものに自らの感情を移入し、相手の感情を直接に感じ取る「感情移入の能力」、③自分自身を外側に現し、自分の心を形にして人に理解を求める「表現能力」の3つの能力を養成するものである。

こうした能力は、単に芸術文化の創造・鑑賞のためだけでなく、人間が様々な分野で学習や創造活動をする上で、あるいは、他の人と多様な人間関係を結び社会活動をする上で必要不可欠である。このような意味で、芸術文化は人間が生きていく上での基礎的な能力を育てるものであり、本来、教育の中心に据えられるべきものである。

ただ、20世紀の経済偏重・効率重視の日本社会では、長らくなおざりにされてきたと言える。

しかし、21世紀の成熟社会では、科学技術や新しい産業の振興に当たって創造性が重要視されるほか、福祉やまちづくりなどの行政分野、あるいは企業活動の面でも、県民や顧客の要望が重視されるとともに、ネットワーク型の組織が重

要な役割を果たすことが予想される。こうした新しい社会の要請に的確に応えていくためにも、「想像力」「感情移入の能力」「表現能力」の3つの能力の必要性が益々高まっており、芸術文化は、新しい時代の教育にとって、極めて重要な役割を果たすものである。

また、特に芸術の持つ特性としては、人間の持つ破壊的なエネルギーを創造活動に振り向けることにより、激しい感情や衝動を制御するという働きを持っており、青少年の育成や人間の精神面の安定を保つ上で大きな効果がある。

芸術表現は、人間の心の中に持っている怒り、悲しみ、畏れ、喜び、憎しみ、憧れなどの情が暴れ出し、他者に向けての粗暴な行為となってあらわれ出たりする時に、情の持つ爆発的なエネルギーを殺さずに、情の動きに一定のリズムと方向性とを与える、アナーキーで破壊的だった衝動を制御して、創造の力に振り向けるものである。（「＜からだ＞の情景－子供と身体表現をめぐって／如月小春」より要約）

#### イ 社会にとっての意義

芸術文化は、社会にとっても次のような3つの大きな意義を持っている。

まず、芸術文化は、地域の特性や歴史の中で育まれ、地域の個性（アイデンティティ）を形成する核となり、地域コミュニティの一体感や連帯感を醸成することに大きく貢献している。このことは、国家レベルでも同様である。

また、芸術文化は、民族や言語、宗教などの壁を越えて、世界の人々との対話・共生を進めることに貢献している。芸術文化は、それぞれの地域の特性や歴史などを反映し、多様な形態や内容を持つものであるが、そうした違いの底流には、人類共通の美や感動体験が見出される。こうした芸術文化の特性が、相互理解や共生の基盤となり、異質なものに対する寛容の心の醸成、ひいては、世界平和にも貢献するものである。

さらに、芸術文化は、21世紀の成熟社会にふさわしい新しい産業の振興や、既存産業の高付加価値化を進める上でも非常に重要な意義を持っている。今後は、高付加価値型産業の代表としての芸術文化関連産業の成長が大きく期待できるだけでなく、既存産業の高付加価値化を進める上でも、芸術文化の視点が欠かせない。生活者や消費者の共感を得るために、商品はもちろん、企業活動そのものが洗練され、美的であることが求められている。

このように人間にとっても社会にとっても大きな意義を持つ芸術文化の振興は、心の時代とも言われる21世紀で、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く「美しい兵庫」を実現する上で、最も重要かつ不可欠な課題である。

#### （3）芸術文化の機能

芸術文化が社会の中で成立するためには、「創造」「享受」「流通」「教育」の4つの機能が必要である。まず、「創造」とは、芸術家や県民が芸術文化を創作・上演（生産）することであり、「享受」とは、創造された作品を鑑賞（消費）することである。

とである。また、「流通」とは、コンサートや展覧会の企画・実施などを通じて、芸術文化を創造する人と享受する人を結びつけ、両者の出会いの場を提供することである。芸術文化が「創造」され、その作品が「流通」することにより、「享受」が可能となる。さらには、これらの3つの機能を担う人（芸術家・鑑賞者・プロデューサーなど）を育てる「教育」という機能がある。

従って、芸術文化を振興していくためには、この4つの機能をより高めていかなければならない。「創造」のためには、芸術家や文化活動を行う人がより成長し活動しやすい環境を整備すること、「享受」のためには、芸術文化の鑑賞のための機会と場を整備し、そのための障害をなくしていくこと、「流通」のためには、様々な文化資源を動員して、芸術家・団体などと鑑賞者を結びつけ、魅力ある芸術文化事業を企画・実施する機能を強化・支援すること、「教育」のためには、芸術文化の創造・享受・流通を担う人を育成していくことが必要である。

## 2 芸術文化の範囲

本芸術文化振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）では、文化芸術振興基本法が対象範囲とするもののほか、芸術文化の振興、特に、芸術文化を通じたひとづくり、産業づくり、まちづくりを進めるに当たって重要な、産業文化、食文化、ファッショング文化など幅広い文化についても対象範囲とする。

### （参考）文化芸術振興基本法の対象範囲

平成13年11月30日に施行された文化芸術振興基本法では、文化芸術の振興対象として次のものが挙げられている。

- ①芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
- ②メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ③伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ④芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
- ⑤生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- ⑥国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ⑦出版物及びレコード等
- ⑧文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ⑨地域における文化芸術：各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

### (3) 文化力を高め、地域づくりに活かす

芸術文化立県を目指すためには、県民の日々の暮らしや地域の中に伝統文化が息づくとともに、新たな文化活動が活発に展開されるよう、県民や地域が持つ文化力を高めることが必要である。また、こうした文化力を活かしながら、21世紀の成熟社会にふさわしいまちづくりや産業振興を進めていかなければならない。現在、河合文化府長官の提唱を受けて、関西地域の経済団体やマスコミ、企業、行政などが一体となって、関西元気文化圏構想を進めているように、地域の文化力は地域の新たな飛躍や発展に欠かせないものとなっている。

そのため、まず、県民の生活や地域の中での文化の重要性を見直しながら、日々の暮らしの中に文化を取り戻すとともに、兵庫の多様な地域が持つ多彩な魅力や資源を活かした文化活動を展開することにより、県民や地域が持つ文化力を高めていくことが必要である。

こうした文化力を活かしながら、芸術文化を核としたまちづくりを進め、地域の活性化や一体感の醸成を図るとともに、芸術文化があふれ潤いのある地域空間の形成を進めるほか、芸術文化産業をはじめとする新たな産業の育成や、既存産業の高付加価値化を進めていかなければならない。

また、芸術文化を通じて、人々が街に集まり、街全体のデザインの質やイメージが向上することが、中長期的に新しい産業の集積を促し、産業構造の質的転換につながるという側面を忘れてはならない。

### (4) みんなで支え、総合的に取り組む

芸術文化立県を目指すためには、県行政だけではなく、芸術家や芸術文化団体はもちろんのこと、県民や団体、企業、市町など幅広い主体の参画と協働が不可欠である。特に、芸術文化団体や文化ボランティアの活躍の場を拡げるとともに、企業や個人のメセナ(\*2)活動を促進していくことが必要である。

また、県行政としても、国や市町とも効果的な連携関係を確立するとともに、教育委員会との適切な役割分担と連携に配慮しながら、総合的な取り組みが可能となる効果的な連携体制を整備することが必要である。

## II 課題と展開方向

### 1 芸術文化を創造・発信する

#### (1) 芸術文化を担う人材を育成する

兵庫が芸術文化の創造・発信拠点となるためには、全国・世界に発信できる優れた芸術家や、魅力的な芸術文化事業を企画・実施する芸術文化プロデューサーなど、芸術文化を担う人材の育成が不可欠である。

##### (現状等)

- 本県は、かねてより多くの優れた芸術家を輩出しており、また現在、本県に在住・活動している芸術家も多く、その数は年々増加している。しかし、全国的な傾向であるが、より活動の機会が多く情報発信力も強い東京圏などに活動の拠点を移す芸術家も多いという現状にある。
- 県内に演劇や音楽専門の施設が増加する中、芸術文化の専門プロデューサーも増加するとともに、地域でも独自の芸術文化活動を企画・推進する人材が育っているが、今後、こうした人材をさらに育て、活躍できる環境づくりが求められている。
- なお、本県では、芸術文化を担う人材の育成のために、次のような事業を展開している。

県立尼崎青少年創造劇場（ピッコロシアター）では、従来にないユニークな施設として、演劇学校や舞台技術学校を開設し、実績を上げてきた。また、芸術文化施設のマネージャーやプロデューサーの育成のために、アートマネジメント（\*3）講座を実施している。

##### (課題)

- 本県を拠点に活動し、全国的、あるいは国際的にも注目される優れた芸術文化を発信できる芸術家を育てるとともに、国籍を問わず、すべての芸術家が活動しやすい魅力ある環境を整える必要がある。

また、芸術家の育成に当たっては、その自主性を尊重するとともに、芸術家を育てる目を持つ観客を育てていくことが重要である。

- 県内外の多様な人材や文化資源を結びつけ、魅力的な芸術文化事業を企画し、多くの県民を芸術文化事業に導く芸術文化プロデューサーやコーディネーターなどの人材を育成する必要がある。

##### (展開方向)

###### ① 若手芸術家の発掘・育成

若手芸術家を発掘・育成するため、若手芸術家を対象とした研さん機会の充実や活動への支援、顕彰制度の充実、コンクールや発表の場づくりなどを進める。

###### ② 芸術文化プロデューサーやコーディネーターの育成

現行のアートマネジメント講座をさらに発展させ、芸術家と県民・団体などを結び魅力ある芸術文化事業を企画する芸術文化プロデューサーや、様々な人材・資源を紹介し芸術家や県民・団体などの活動を支援する芸術文化コーディネーターなどの専門人材を育成するためのプログラムを充実する。また、こうしたプロデュースやコーディネートをする人材のネットワーク化を促進する。

### ③ 教育機関の設置検討

県立美術館や県立尼崎青少年創造劇場、さらには、芸術文化センター（仮称）や県立陶芸館（仮称）などの施設や人材を活用しつつ、芸術家や芸術文化プロデューサーなど専門家を育成するための高度な教育機関の設置について検討する。

## （2）芸術文化の拠点機能を高める

兵庫が芸術文化の創造・発信拠点となるためには、全国的な芸術文化事業の企画や、情報発信、交流、人材育成といった拠点としての機能を高めることが必要である。

### （現状等）

- 県では、これまでから、各種の全県的な芸術文化の拠点施設を整備・運営し、全国に向けて発信しうる優れた兵庫の芸術文化の創造に努めてきた。

県立尼崎青少年創造劇場は、関西における演劇文化の拠点となるとともに、県立ピッコロ劇団は、全国初の県立劇団として注目を集めている。

また、平成14年に開館した県立美術館も、西日本最大の美術館として、全国的・世界的な企画の展覧会を開催しており、加えて、すばらしい建築空間を利用した様々な芸術文化イベントにも取り組んでいる。

さらに、県立美術館分館「原田の森ギャラリー」は、かつての県立近代美術館をリニューアルし、美術団体や、県民・団体などの造形芸術の拠点として生まれ変わった。

- 平成17年には、芸術文化センター（仮称）や県立陶芸館（仮称）を開館させ、全国に発信できる芸術文化事業を企画・実施するとともに、県内各地域への巡回事業をはじめ、情報の収集・発信や人材交流、人材育成など様々な事業の実施を予定している。

現在は、芸術文化センター（仮称）のソフト先行事業として、ひょうごインビテーションやひょうご舞台芸術、ひょうごオリジナル音楽公演などを行うとともに、県立陶芸館（仮称）の完成に先駆けた所蔵品展などを実施している。

### （課題）

- 全県的な芸術文化の拠点施設を基盤として、兵庫の人材や潜在力を活かし、全国に発信できる芸術分野を育成していく必要がある。また、そのためにも、優れた公演や展示を企画・実施するとともに、情報の収集・発信や人材交流、人材育成などの拠点機能をさらに高めていく必要がある。
- 拠点機能を高めるため、全県的拠点施設を核として、県内外にある様々な芸術

文化関係の施設や団体などとのネットワークを充実していく必要がある。

#### (展開方向)

##### ① 芸術文化事業の企画、実施

兵庫での芸術文化活動が全国的な評価を受けられるよう、全国からも注目を集め情報発信できる公演や展示を企画・実施する。

特に、県立美術館、芸術文化センター（仮称）、県立陶芸館（仮称）などの県的芸術文化施設で、県内外の施設・団体などとのネットワークを拡充しながら、兵庫の新しい芸術文化の創造を支援し、全国に情報発信する。

##### ② 芸術文化情報の県内外への発信

県在住又は県出身など県と関連のある芸術家や芸術文化プロデューサーといった人材の情報、公演や展覧会などの事業の情報、発表や練習などの場所の情報など、芸術文化に関する様々な情報を県内外に発信する。

##### ③ 交流の機会や場の整備、充実

芸術家や芸術文化に興味がある人だけでなく、芸術文化に疎遠な人を含め、あらゆる人々が芸術文化を契機として集い交流できる機会や場を整備、充実する。

##### ④ 青少年の指導者に対する芸術文化教育の場の提供

学校の教員や青少年団体のリーダー、社会教育関係者など、青少年の指導に携わる人々に、芸術文化を活用した指導方法を教育するための機会や場を提供する。

### (3) 芸術文化を世界に発信する

兵庫が芸術文化の創造・発信拠点となるためには、海外の芸術家や芸術文化施設などとの交流を促進するとともに、国際的にも通用する芸術文化事業を企画・推進することにより、兵庫の芸術文化を海外に発信することが必要である。

#### (現状等)

○ 県では、これまで姉妹州省を中心に様々な分野での国際文化交流を実施してきたが、平成14年度は、韓国の国際花博に伝統芸能の獅子舞を派遣するとともに、平成15年度には、姉妹提携40周年を迎えるアメリカ・ワシントン州に県立ピッコロ劇団を派遣、演劇公演やワークショップなどを通じて、文化交流を行った。

また、県内の芸術家や芸術文化団体が自主的に海外公演や海外美術展への出展などを行っている例も多い。

○ 平成14年に開館した県立美術館では、開館を記念した「国際美術館館長会議」を開催し、世界の美術館のネットワーク形成を目指した討議を行うとともに、平成15年度には、学芸員の海外美術館への派遣も行った。

#### (課題)

○ 県立美術館や芸術文化センター（仮称）、県立陶芸館（仮称）といった拠点施設を活用し、世界に発信できる公演や展示を行うとともに、海外の拠点施設とのネットワーク化を進める必要がある。

- 県内の芸術家や芸術文化団体が海外でも活躍できるよう、海外公演や海外美術館への出展などを支援していく必要がある。

(展開方向)

① 國際的な芸術文化事業の展開

兵庫の芸術文化を世界に発信するため、世界的なコンクールの開催や芸術家らの交流を含め、国際的に情報発信できる事業を展開する。

特に、県立美術館では、国際的にも評価される展覧会の企画や、再生をテーマとする「兵庫国際絵画コンペティション」、海外美術館とのネットワークを通じた作品や職員の交流を進める。

また、芸術文化センター（仮称）では、付属交響楽団に海外から多くの若手音楽家を受け入れ、演奏活動を通じて、高度なオーケストラ演奏の基本を体得した優秀な楽員を内外のオーケストラに送り出すとともに、ひょうご舞台芸術や芸術監督プロデュースオペラなど独自の舞台芸術作品を、自ら企画・制作することを通じ、兵庫の芸術文化を国内外に発信する。

② 海外への情報発信への支援

芸術文化拠点施設のネットワークや海外事務所などを活用し、県内の芸術家や芸術文化団体による海外への情報発信を支援する。

## 2 芸術文化の“場”を育て拡げる

### (1) 地域で多様な“場”を育て拡げる

芸術文化が県民の暮らしに息づくよう、芸術文化の“場”を育て広げるためには、芸術文化施設だけでなく、地域のあらゆる場所を活用しながら、誰もが芸術文化に親しめる多様な芸術文化の“場”を育て拡げることが必要である。

(現状等)

- 県民が実行している芸術文化活動としては、鑑賞活動や伝統的な文化の継承への参加が多いが、今後実行したいものとしては、それらに加えて、創作活動や外国文化との交流、地域文化とのふれあいなどが多く、今後芸術文化活動を実行したいとする人の割合は極めて高くなっている。
- 県内には既に様々な芸術文化施設や社会教育施設があり、特に80年代頃から急速に増加しているものの、まだまだ発表の場や練習場が足りないとの声も多い。
- 近年では、廃校となった学校の建物や空教室など既存の施設を芸術文化施設として再活用するなどの試みも全国で行われている。また、公民館などの既存施設をもっと利用しやすくしてほしいとの声も多い。
- 県などが主催するシンポジウムなどの会場でミニコンサートを開催するひょうごさわやかステージ事業をはじめ、県下各地で、様々な場所を活用して芸術文化の発表機会を提供する例も増えている。

例えば、六甲・摩耶 山の音楽祭では、審査を経て選ばれたアマチュア音楽家が六甲山のオープンスペースを舞台に演奏を行っている。また、ひめじ・まちかどパフォーマンスでは、実行委員会により認定されたアーティストが市内 3箇所を舞台にパフォーマンス（演技）を行っている。

#### （課題）

- 県民の暮らしに芸術文化が息づく環境を整えていくためには、芸術文化施設だけでなく、家庭や学校、社会福祉施設や病院、通りや広場、空き店舗や空き教室など、あらゆる場所を活用して、県民だれもが芸術文化を楽しめる“場”を育て拡げることが必要である。
- 特に、学校や家庭、あるいは地域のイベントなどに芸術家を派遣し、芸術文化の“場”をつくるとともに、空き店舗や空き教室などを練習場や発表の場にしていくことも必要である。また、芸術文化施設や社会教育施設以外の施設も含め、既存施設を有効活用することが求められている。さらには、芸術文化の鑑賞者の開発や県民の芸術文化活動の支援も必要である。

#### （展開方向）

##### ① 芸術家が地域に出向くアウトリーチ (\*4) 事業の推進

県の事業などで芸術家に発表機会を提供するさわやかステージ事業をさらに発展させるとともに、芸術家を地域や学校、家庭に派遣し、あらゆる場所と機会に芸術文化を楽しめる“場”づくりとしてアウトリーチ事業を全県的に推進する。特に、県立ピッコロ劇団や芸術文化センター付属交響楽団（仮称）による地域巡回事業やアウトリーチ事業を推進するとともに、県立美術館や県立陶芸館（仮称）においても、教員への啓発プログラムや子ども向けのワークショップ (\*5) の開催などを充実する。

##### ② あらゆる場の活用のための支援

地域や学校、家庭など、あらゆる場所を芸術文化の“場”として活用するための情報提供、相談指導、人材派遣などを行う。

##### ③ 高齢者や障害者の芸術文化活動への支援

高齢者や障害者も自由に芸術文化活動ができるよう、施設環境の整備や支援の仕組みづくりを進める。

##### ④ 鑑賞者の開発

芸術文化施設や芸術文化団体とも連携しつつ、芸術文化の鑑賞者を開発するための学習プログラムや制度を開発する。

##### ⑤ 県民の芸術文化活動への支援

県民の芸術文化活動を支援するため、活動の場や研修機会の提供、情報提供などを進める。

## (2) 青少年が芸術文化に親しむ

芸術文化のすそ野を広げるためには、特に子どもの頃から芸術文化に親しめるよう、青少年向けあるいは親子向けの“場”を育て拡げることが重要である。

### (現状等)

- 学校教育における芸術文化への最近の取り組みとしては、平成14年度から創設された「総合的な学習の時間」の中で芸術文化を取り上げている学校もある。また、中学校では、学習指導要領に和楽器を体験することが盛り込まれており、こうした芸術文化の指導のために、教員免許を持たない専門家を特別非常勤講師として招く制度が始まっている。
- また、県では、従来から児童生徒が芸術文化に触れる機会を充実するため、様々な取り組みを進めている。

例えば、県では、平成3年度より県民芸術劇場として数多くの学校公演を実現し、これまでに81万人以上の小・中・高校生に音楽、演劇などの優れた芸術文化を身近に鑑賞できる機会を提供している。また、平成14年度から土曜日等に、「いきいき学校」応援事業の応援団として登録した地域の住民や団体などが指導者となって児童生徒を対象とした芸術文化に関する体験活動を行う「土曜いきいき教室」を実施している。

- 学校週5日制の完全実施に伴い、おかげこ事に通う小学生の割合が増えている中、特に、音楽や美術を習う子どもが多くを占めているが、一方で、高学年に進むにつれ、学習塾などの時間も増加している状況がある。
- その他、県では、特色ある高校づくりを進める中で、生徒の豊かな表現力、想像力、協調性を養うとともに、生徒の能力、個性などの伸長を図るため、県立西宮高校に音楽科、県立明石高校に美術科、県立宝塚北高校に演劇科を設け、芸術文化の振興に寄与している。また、県立宝塚北高校では、県立ピッコロ劇団と連携し、演劇科のみならず普通科でも劇表現の授業を展開している。

### (課題)

- これから社会を担う想像力や感性豊かな人材を育成するため、学校や家庭など様々な場で青少年が芸術文化に親しむ機会を設ける必要がある。
- 児童生徒が学校教育の中で、本物の芸術文化に親しむ機会を充実し、芸術文化を愛する心を育むことが必要である。
- 学校教育の中で芸術文化を積極的に取り入れていくために、学校の教員が芸術文化に対して理解をさらに深めるなど、学校教育が芸術文化を取り入れやすい環境を整備することが必要である。
- 子どもが自由に芸術文化やスポーツを楽しむためには、芸術文化に対する親世代の理解を深めていくことも重要である。

### (展開方向)

#### ① 芸術家の学校現場への派遣など

芸術家を特別非常勤講師として学校に派遣するとともに、美術館や博物館など

の社会教育施設を活用した教育活動を進めるなど、学校教育の中で児童生徒が芸術文化に親しむ機会を充実する。また、教員が芸術文化についての理解をさらに深めるための啓発事業の推進や、芸術家の講師登録制度の充実、芸術文化を活用した教育を支援するための学習プログラムや教材の提供などを行っていく。

② 芸術文化センター付属交響楽団（仮称）による青少年公演の実施

県内の全ての児童生徒が本格的な交響楽を楽しめるよう、芸術文化センター付属交響楽団（仮称）による青少年公演を実施する。

③ 芸術文化を活用した教育プログラムの企画、実施

学校の長期休業期間中などに伝統文化や地域文化などにふれる機会を充実するなど、地域や学校で子どもたちの想像力や感性を育て様々な能力を引き出すような芸術文化を活用した教育プログラムを企画・実施する。

④ 芸術文化を通じた世代間交流の促進

子どもたちが地域の芸術家や様々な技能を持つ高齢者と交流するなど、芸術文化を通じた世代間の交流を促進する。

⑤ 親世代への啓発や親子交流の促進

子どもの成長における芸術文化の重要性について親世代への普及啓発を行うとともに、親子で楽しめるプログラムや場づくりを進める。

### （3）芸術文化施設を充実する

兵庫の芸術文化の“場”を育て拡げていくためには、自らが芸術家や県民に芸術文化活動の場を提供すると同時に、地域での様々な“場”づくりを支援し、ネットワークの核となる芸術文化施設を充実することが必要である。

#### （現状等）

- 本県では、早くから、但馬文教府や各文化会館、嬉野台生涯教育センターなどの文化の拠点を各地域に整備・運営してきた。また、各市町や民間でも、80年代以降、ホールや博物館、美術館など、多くの芸術文化施設が整備されるとともに、公民館などの社会教育施設も各地域に整備されてきた。

	80年以降	合計	備考
ホール（300席以上）	80	114	合計は平成15年時点
美術館・博物館	80	130	合計は平成13年時点
計	160	244	

- しかし、一方で、練習場が足りない、施設の利用に制限が多く使いにくいといった声も多く、施設側でも、運営財源や専門人材の不足などにより、円滑な施設運営が難しい、施設の老朽化が進むが改修が難しいといった現状がある。
- 平成15年9月、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公立文化施設の運営方法について、運営委託の相手方を制限する「委託契約方式」が廃止され、広く民間事業者が管理運営を代行できる「指定管理者制度」に移行した。
- 芸術文化施設の運営に文化ボランティアや特定非営利活動法人（NPO法人）

が参画し、地域に密着した独自の芸術文化活動を進めている例も増えてきている。

例えば、中町文化会館では住民代表の運営評議員が事業の企画からチケットの販売戦略まで全面的に参画し、館の活性化を実現している。また、NPO法人「芸術と計画会議（C.A.P.）」は旧神戸移住センターを使って様々なアートプロジェクトを展開している。

#### （課題）

- 芸術文化センター（仮称）や県立陶芸館（仮称）などの新たな施設整備を進めるとともに、芸術文化施設が地域の芸術文化ネットワークの核となって、あらゆる場所と機会を捉えて、芸術文化活動をコーディネートし、地域での多様な“場”づくりを支援していくことが必要である。
- 市町合併の進展に伴い、現在、各市町単位で整備されている芸術文化施設のあり方を見直し、各施設の役割分担の明確化やネットワーク化などを通じ、既存施設をさらに効果的に運営していくことが必要である。
- 芸術文化施設はもちろん、公民館や学校などの既存施設が、芸術文化の場として有効に使われるよう、芸術家や県民・団体などの要望に的確に応えて施設の利便性を向上させることが必要である。
- 芸術文化施設などの運営の効率化や活性化を図るとともに、施設運営に対する文化ボランティアやNPO法人などの参画をより拡大していくことが不可欠である。また、施設運営への参画に当たっては、施設の性格や地域の特性等に応じてより適切な参画の形態や内容を実現していく必要がある。

#### （展開方向）

##### ① 施設の整備

芸術文化センター（仮称）や県立陶芸館（仮称）などの芸術文化施設の整備を推進する。

##### ② 芸術文化施設の機能強化と市町合併への対応

芸術文化施設が芸術文化ネットワークの核として、地域での多様な“場”づくりを支援できるよう、芸術家の派遣や情報提供などの支援機能を強化する。

特に、各市町の芸術文化施設については、市町合併後の各施設の役割やネットワークのあり方などを検討のうえ、各施設の専門性をより強化するなど、適切な役割分担と機能強化を進める。

##### ③ 既存施設の活用促進

だれもが創作や発表あるいは、そのための練習などができる場を充実するため、芸術文化施設以外の既存施設の活用を進めるとともに、利用時間の規制を見直すなど施設の利便性を向上させ利用を促進する。

##### ④ 施設の効率的な運営と活性化

事業の共同企画・実施や、運営方法に関する相談・情報提供などを通じ、芸術文化施設の効率的な運営や活性化を推進する。

特に、県立美術館、芸術文化センター（仮称）、県立陶芸館（仮称）などの全県的芸術文化施設で、芸術文化施設の運営を支援するための情報提供や相談・助

言、人材育成、共同事業の企画などを行う。

また、指定管理者制度の適切な活用などを通じ、県民の要望に合ったより柔軟で効率的な施設運営を進める。

##### ⑤ 施設運営への住民参画の促進

芸術文化施設の運営に対する住民やNPO法人などの参画が進むよう、文化ボランティアの研修や交流を進めるとともに、成功事例の普及啓発や助言者の派遣などの支援を行う。

### 3 文化力を高め、地域づくりに活かす

#### (1) 生活文化を高める

県民や地域の文化力を高めるためには、まず県民の生活の中で文化的な価値や心のゆとりを取り戻し、県民・団体などの暮らし方の質を高めることにより、生活文化を高めていくことが必要である。

(現状等)

- 本県では、かねてより、人間の生き方、暮らし方をより高く、より豊かに創造していくという「生活文化」(\*6) の視点を重視した県政を展開するとともに、近年では、県民が自らを高め、暮らしを高め、社会に参画することにより、主体的に成熟社会にふさわしいライフスタイルを創造していく「生活創造」を支援してきた。
- 日本人の暮らしの中には、お茶やお花、手工芸などの伝統文化が息づくとともに、各家庭の中でも謡曲や踊りが披露され、また、地域でも、伝統芸能やまつり、村芝居といった文化的行事が行われていた。特に、本県では、お茶やお花といった伝統文化が盛んであり、また、農村歌舞伎や子ども歌舞伎、薪能や淡路人形浄瑠璃など、各地域の特色に応じた多彩な伝統芸能や祭りなどが根付いている。

例えば、淡路地域では、文楽など全国各地の人形芝居の起源となった淡路人形浄瑠璃の継承・保存のために、小・中・高校のクラブや、子供会、青年のグループなどが活発に活動している。また、加美町の箸荷（はせがい）地区では、地区の消防団が中心となり、以前集落で演じられてきたが途絶えていた村芝居を復活させて地区の秋祭りや町内の老人ホームなどで上演しているほか、平成14年には全国のむら芝居保存団体などに呼びかけて第一回全国むら芝居サミットを開催し、全国的な情報発信を行った。

なお、県では、平成12年度に、伝統芸能などの体系的分析や今後の推進方策について総合的な検討を行い、教育の場での振興や後継者の育成、発表の場の提供、鑑賞者の育成などの提言を行った。（「伝統芸能等検討委員会報告書」）

- しかし、近年では、生活様式の洋風化や核家族化、さらには、地域コミュニティの弱体化などの生活環境の変化に伴い、伝統文化の重要性が忘れられ、家庭や地域における文化的行事もかつての力を失いつつある。

また一方で、欧米では、芸術が日常的な技術・技能の中から生み出されたもの

として生活の中に溶け込んだものであったにもかかわらず、日本では、明治以降に概念として移入された「芸術」が、非常に高尚なもので、人々の日常的な暮らしから遊離した遠い存在として理解される傾向が強く見られた。

#### (課題)

- かつてのように生活の中に芸術や文化のある暮らしを取り戻すためには、県民の生活に定着した芸術文化を大切にし、県民の生活様式の中に芸術文化的な価値を組み込んでいくことが必要である。
- 県民の暮らしの中に定着した日本の伝統文化や伝統芸能などをさらに高めるとともに、県民が日々の暮らしの中で親しめる機会を設ける必要がある。

#### (展開方向)

##### ① 家庭や地域での芸術文化教育の充実

家庭や地域で、芸術文化教育を進めるとともに、優れた芸術文化に触れる機会を拡大する。

##### ② 伝統文化や伝統芸能などの継承、発展

地域の伝統文化や伝統芸能などを継承、発展させるため、特に青少年に対する教育プログラムの充実や後継者の育成、発表の場の提供を行う。

##### ③ 世代間交流による伝統文化や伝統芸能などの育成

高齢者が持つ技能を子どもたちに直接伝える機会や場を提供するとともに、世代を超えた地域での交流行事を実施するなど、地域の特色を活かしつつ、地域ぐるみで伝統文化や伝統芸能などを育てる。

## (2) 地域特性を發揮して、文化力を高める

地域の文化力を高めるためには、地域の持つ様々な資源や特性を活かし、地域独自の芸術文化活動を展開することにより、地域としての一体感を高めながら、地域の個性やイメージを高め、発信していくことが重要である。

#### (現状等)

- 本県には、指定文化財や伝統芸能、民話など地域を特徴づける文化資源が数多く存在しており、また豊かな歴史や自然環境に恵まれている中で、その活用の取り組みが進みつつあるが、十分には活かされていない状況もある。
- 本県では、10年以上前から地域の民話や自然などを題材とした市民オペラやミュージカルが各地で創作・上演されるなど、県下各地域で地域の特性や資源を活かしたさまざまな芸術文化活動が行われており、今後とも、こうした動きを支援し、地域に定着させていくことが求められている。

例えば、但馬地域では、平成6年に、但馬の開拓の祖といわれる「天日槍（アメノヒボコ）」を題材にした市民参加ミュージカル「天日槍物語」が上演されるとともに、丹波地域では、現在、地域住民の主導で、近松の悲恋物語「おさん茂兵衛」にまつわる丹波

の伝承を題材として、市民参加型のオペラの実現を目指している。また、北播磨地域では、北はりま地域（西脇市、中町、加美町、八千代町、黒田庄町）全体を屋根のない博物館としてとらえ、地域住民による、地域財産を魅力的な「展示物」として活用する地域づくりの活動として、北はりま田園空間博物館づくりに取り組んでいる。

#### （課題）

- 地域特性を発揮した特色ある地域づくりを進めるためには、住民自身が、地域にある施設や人材、文化財や伝統芸能、さらには、歴史や風土など、自らの地域の資源を改めて見直し、その価値を再認識していくことが必要である。
- 地域の文化資源の適切な保存・継承とともに、資源を活用した地域独自の新しい芸術文化の創造、発展に向け、地域をあげて取り組んでいく機運の醸成や仕組みづくりが必要である。

また、地域特性を生かした芸術文化活動を担う人材を育成するとともに、意欲的な人材が活躍できる環境をつくっていくことが必要である。

#### （展開方向）

##### ① 地域住民に対する地域文化の普及、啓発

住民自身が、地域の歴史や風土、文化財や民俗芸能、地場産業などの資源を再発見し、地域の歴史文化資源としての価値を共有できるよう、地域文化についての普及啓発や学習機会の提供などを行うとともに、先進的な取り組みの紹介や他地域とのネットワーク化などを通じ、人材の育成や機運の醸成などを行う。

##### ② 地域の文化資源の活用支援

地域の文化財をはじめ、祭りや伝統芸能、民話や民謡などを保存、継承するだけでなく、新しい芸術文化の創造に向けた貴重な資源として活用するため、地域のニーズに応じた相談指導や人材育成、体制づくりの支援などを行う。

### （3）まちづくりを進める

文化力を高め、地域づくりに活かすためには、芸術文化はもちろん、生活や地域の中で高められた文化力を活かしたまちづくりを進めることが重要である。

#### （現状等）

- 県下各地で芸術文化を活用したまちづくりに取り組んでいる事例が出てきている。

例えば、シーベルティアーデたんばでは、丹波の森を音楽の森にと、シーベルトの音楽を核とした活動を通じ、地域交流・国際交流の輪をひろげながら、“丹波の森－文化のまちづくり”の実現を進めている。また、長田文化協議会では、“文化の薫りのするまちづくり”を目的に、区内のクラシック愛好家や声楽家、画家たちなどの有志が集まり、積極的に活動を行っており、長田区では「音楽のまち・長田」を都市戦略に採用している。

- 21世紀兵庫長期ビジョンに基づき、県民の参画と協働により策定された地域ビジョン推進プログラム（県民行動プログラム）でも、阪神2号線文化街道づくりやフィルムコミッショナ（\*7）の推進といった芸術文化を核としたまちづくりが提案されている。
- 現在、県下各地で市町合併の動きが進んでいるが、合併後において、住民の連帶意識を高め、一体的なまちづくりを進めるためにも、芸術文化や伝統文化などを通じた人々の交流が求められている。
- 21世紀の成熟社会にふさわしいまちづくりを進めるためには、地域の個性を生かしつつ、街中に安らぎや潤いを演出していくことが求められている。

#### （課題）

- 地域の文化資源や特性、地域の文化力を活用して特色ある芸術文化活動を展開し、地域の一体感を高めると同時に、地域の個性やイメージを戦略的に発信することが必要である。
- 地域の文化資源などを活かしつつ、芸術文化あふれる地域空間の形成を進めることが必要である。

#### （展開方向）

- ① 地域の文化力などを活用したまちづくりの推進と地域の個性・イメージの発信  
各地域の文化資源や特性、地域の文化力を活用して、特色ある芸術文化活動を展開するなど、芸術文化のまちづくりを進める。また、地域住民が活動・交流する中で、地域の一体感を高め、地域の個性やイメージを確立すると同時に、マスコミの情報発信力などを活用しながら、戦略的な広報を展開し、地域の個性やイメージを他地域や全国に発信していく。
- ② 芸術文化などを活用した地域の一体化や活性化の促進  
芸術文化などを活用した地域間・世代間の交流行事や地域活性化行事などを通じ、地域の一体化や活性化を促進する。
- ③ 芸術文化を活用した街並みや景観づくりの促進  
芸術文化施設や文化資源などを活用しながら、芸術文化があふれ個性的で潤いのある街並みや景観づくりを進める。

#### （4）産業づくりを進める

地域の文化力を高め、地域づくりに活かすためには、地域の文化資源などを産業づくりに活用し、芸術文化関連産業の育成や既存産業の文化化・高付加価値化を図ることが重要である。

#### （現状等）

- 本県には数多くの地域の特性を活かした地場産業があるが、生産量や出荷額などが減少傾向にあるものが多い。製造業全体でも出荷額や付加価値額が減少傾向にある一方で、情報サービス・調査業や専門サービス業といった知識集約型の産

業は成長している。また、県内には、芸術文化関連の産業として、丹波焼や出石焼などの陶磁器産業のほか、アパレルやケミカルシューズ、洋菓子、真珠などのファッション産業が数多く立地している。

- 全国的にも、余暇産業の市場規模は大きく、特に、趣味・創作部門の市場が拡大するとともに、文化関連産業の誘発効果が拡大している。
- 今後は、社会の成熟化に伴い、芸術文化に対する要望が益々高まるところから、芸術文化関連産業の成長が期待されるとともに、産業活動でも、美的な価値や芸術文化的な視点が重要視されるものと予想される。
- 本県の観光客入込数は阪神・淡路大震災のあった平成7年に大きく落ち込み、明石海峡大橋の開通した平成10年には震災前の水準を上回っているものの、近年はやや減少傾向にある。しかし、成熟社会の進展に伴い、余暇・レクリエーション活動を含むツーリズム(\*8)活動が益々増大していくことが予想される。
- 伝統文化や文化財、自然景観だけでなく、映画やテレビなどのロケ地や、地場産業や産業遺産(\*9)などについてもツーリズム資源として注目されつつあり、それらの開発に取り組む例も増えてきている。

例えば、神戸フィルムオフィスでは、平成12年9月の設立以来、400件を超える映画やテレビドラマなどの誘致及び撮影に係る各種の支援を行っている。また、尼崎市では、平成12年度に「あまがさきミレニアム遺産100選」として、工場建造物群などを選定し、産業遺産のツーリズム資源としての活用による地域の魅力づくりに取り組んでいる。

#### (課題)

- 地域の文化資源などを活用しながら、芸術文化産業(\*10)の育成や芸術文化による既存産業の活性化を進めることが必要である。また、その際には、特に近年急速に進展しつつある情報ネットワーク技術を活用した付加価値の高い産業づくりが重要である。
- 地域の文化財や芸術文化施設などをネットワーク化するとともに、芸術文化事業の情報発信力を活用することにより、ツーリズム振興の新たな展開を図る必要がある。
- 地域の経済を支えてきた産業技術や産業遺産を地域の産業文化として捉え直し、新しいまちづくりに活かしていくことが必要である。
- 伝統工芸をはじめ、優れた技能を持つ職人(匠)を評価し、その後継者を育てていく必要がある。

#### (展開方向)

##### ① 芸術文化を活用した新産業の創出と既存産業の活性化

地域の文化資源の活用や芸術家等と企業との交流を進め、芸術文化産業など新たな産業を創出するとともに、既存産業についても、芸術文化的な視点から価値を高め、高度化・活性化を図る。

特に、情報ネットワーク技術を活用し、芸術文化の作品や関連情報を発信する

とともに、芸術文化のコンテンツ産業（＊11）化を進めていく。

② 芸術文化を活用したツーリズム産業の振興

地場産業や地域の歴史文化をはじめ、文化財や芸術文化施設などの文化資源をネットワーク化し、ツーリズム産業の振興を図るとともに、地域の祭りや伝統芸能だけでなく、全国・世界に発信する展覧会やコンサート等の情報発信力・集客力をツーリズム振興に活かしていく。また、各地のフィルムコミッションとも連携し、県内の様々な魅力を国内外に発信していく。

③ 産業遺産や産業文化の活用

かつての産業遺産などを文化として捉え、産業や技術の発展動向を知り、新しい産業や技術のあり方を学ぶ仕組みづくりを行い、子どもへの地域学習の場やツーリズム資源として活用を進める。

④ 職人（匠）の技能の継承と後継者の育成

伝統工芸をはじめ、技能後継者を顕彰するとともに、青少年に対して職人（匠）の技能を紹介するなどにより、優れた職人（匠）の技能を継承する後継者を育成する。

## 4 みんなで支え、総合的に取り組む

### （1）県民自らが芸術文化を支え育てる

総合的な取り組みを進めるためには、行政との参画と協働のもとに、県民、企業などが自主的・主体的に自らの役割を果たすことが必要である。

（現状等）

○ 県内のホールや美術館や博物館などでは、多くの文化ボランティアが活躍するとともに、県の認証を受けたN P O 法人のうち、約3割が芸術文化の振興、創造、普及などを設立目的の一つにしている。

その活動内容としては、芸術文化事業や芸術文化の普及啓発事業、活動への支援をはじめ、芸術文化を通したひとつづくりや産業振興、まちづくりなど多岐にわたる活動を展開している。

○ 芸術文化を支え育てていくためには、行政による支援だけでは不十分であり、企業や個人によるメセナ活動の促進が求められている。特に、アメリカとの比較では、企業メセナに比べ、個人寄付の規模に大きな隔たりがある。

○ 県内でも、民間の企業や団体などが、芸術文化活動への助成や顕彰など様々な支援に取り組んでいる例がある。

例えば、大震災直後には、神戸文化復興基金（アート・エイド・神戸）が被災した芸術家への緊急支援や創作活動への助成を行った。また、公益信託・亀井純子文化基金や、公益信託・神戸まちづくり六甲アイランド基金、K O B E H Y O G O 2 0 0 5 夢基金プロジェクト、みなと銀行文化振興財団などによる芸術家や芸術文化事業への助成とともに、坂井時忠音楽賞や松方ホール音楽賞、井植文化賞など様々な顕彰事業が行われ

ている。

#### (課題)

- 今後の芸術文化振興の取り組みを進めるに当たっては、芸術文化NPO法人やボランティアの活躍の場をさらに拡大するなど、県民一人ひとりや芸術文化団体、企業などの参画と協働をさらに進めることができが不可欠である。
- 現在の経済情勢では、企業によるメセナ活動にも限界があることから、企業メセナだけに頼るのではなく、個人によるメセナも促進するなど、県民、企業、行政が一体となって芸術文化を支えていくことが必要である。

#### (展開方向)

##### ① 県民等の参画と協働の促進

芸術文化での県民・団体などの参画と協働を促進するため、文化ボランティアやNPO法人を育成するとともに、活躍の場をさらに拡大させる。

##### ② 企業メセナ、個人メセナの促進

行政だけではなく、県民や企業の支援により、芸術文化事業を安定的に継続させていくため、活動の顕彰や啓発などを通して、企業メセナを積極的に進めるとともに、個人メセナの活発化を図る。

##### ③ ビジョンの推進組織の設置

ビジョンの推進状況を点検し、より効果的な推進を図るために、芸術家や芸術文化団体のほか、学識者や企業など、幅広い主体が参画した組織を設置する。

## (2) 連携体制を整備する

総合的な取り組みを進めるためには、全序的に効果的な連携体制を整備することが必要である。また、国や市町とも十分に連携しつつ、総合的に芸術文化の振興に取り組むことが必要である。

#### (現状等)

- 芸術文化行政の総合調整と総合的推進を担う知事部局と、美術館・博物館や学校教育を所管する教育委員会が十分に連携しつつ、総合的な芸術文化行政を推進できるよう、常に現状を見直しながら、より効果的な推進体制を維持していくことが求められている。
- 国、市町などとも十分な連携体制を確立することが求められている。

#### (課題)

- 県行政はもちろんのこと、国、県、市町間が十分連携できる体制を整えるとともに、すべての事業・施設について評価の視点を導入するなど、総合的かつ継続的に芸術文化の振興に取り組むための体制整備が必要である。
- 芸術文化振興事業を継続的、発展的に展開できるよう、国や民間文化団体の財源なども積極的に活用するなど、芸術文化振興のための財源確保に努めていく必

要がある。

(展開方向)

① 芸術文化振興に関する県行政の連携体制の整備、評価体制の確立

知事部局と教育委員会の連携をより円滑にするなど、芸術文化振興に関して総合的な取り組みが可能となる効果的な連携体制を整備する。

また、芸術文化振興施策が常に有効性を保てるよう、事業や施設の成果を常に点検し、見直していく。

② 芸術文化振興のための財源の確保

国や団体などの支援制度も活用しつつ、継続性を持って芸術文化の振興を進めるための財源確保に努める。

③ 国や市町、関係団体との連携体制の確立

国や市町、関係団体との的確な連携体制を確立する。

発行 平成16年5月  
兵庫県県民政策部県民文化局芸術文化課  
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
TEL 078(341)7711 内線 2762  
FAX 078(362)4260